

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日と翌日
の翌日)

目次

- ◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職務の等級の分類の基準に関する規則を廃止する規則
職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十五年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中、「専門研究員」を削る。

第四条第二項中「レントゲン技術」を「診療放射線技術、診療エツクス線技術」に改め、同項中「レントゲン上」を削る。

第四条第三項中第六号を削り、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項を削る。

別表第三の二から別表第三の九までを次のように改める。

別表第三の一

行政職給料表等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
一等級	一 本庁の部長又は次長の職務 二 委員会の事務局の長の職務 三 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
二等級	一 本庁の困難な業務を所掌する課長の職務 二 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
三等級	一 本庁の課長の職務 二 本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務 三 出先機関の長の職務 四 出先機関の相当困難な業務を所掌する課の長の職務
四等級	一 本庁の課長補佐の職務 二 本庁の相当困難な業務を分掌する係の長の職務 三 出先機関の課長又は相当困難な業務を分掌する係の長の職務
五等級	一 本庁又は出先機関の係長の職務 二 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行なう職務
六等級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行なう職務
七等級	定型な業務を行なう職務

別表第三の二

公安職給料表等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
特一等級	一 警察本部の困難な業務を所掌する部又は課の長の職務 二 規模の大きい警察署の長の職務
一等級	一 警察本部の部長又は課長の職務 二 警察本部の困難な業務を処理する次席又は課長補佐の職務 三 警察署の長の職務 四 規模の大きい警察署の次長又は課長の職務
二等級	一 警察本部の次席又は課長補佐の職務 二 警察本部の困難な業務を分掌する係の長の職務 三 警察署の次長又は課長の職務 四 規模の大きい警察署の係長の職務
三等級	一 警察本部の係長の職務 二 警察本部の困難な業務を処理する主任の職務 三 警察署の係長の職務 四 規模の大きい警察署の主任の職務
四等級	一 警察本部の主任の職務 二 警察署の主任の職務 三 警察本部又は警察署の相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行なう係員の職務

五 等 級

警察本部又は警察署の係員の職務

別表第三の四

教育職給料表(一)等級別標準職務表

職務の等級	標 準 的 な 職 務
一 等 級	一 高等学校の校長の職務 二 盲学校、ろう学校又は養護学校(以下「特殊学校」という。)の校長の職務 三 教育委員会事務局の指導主査の職務 四 喜多原学園の園長の職務
二 等 級	一 高等学校又は特殊学校の教諭又は養護教諭の職務 二 教育委員会事務局の係長又は指導主事の職務 三 喜多原学園の部長、主任又は教護の職務 四 保育専門学院の部長又は講師の職務
三 等 級	高等学校又は特殊学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寮母の職務

別表第三の五

教育職給料表(二)等級別標準職務表

職務の等級	標 準 的 な 職 務
一 等 級	一 中学校又は小学校の校長又は幼稚園の園長の職務 二 教育委員会事務局の指導主査又は社会教育主査の職務

二 等 級	一 中学校、小学校又は幼稚園の教諭又は養護教諭の職務 二 教育委員会事務局の係長、指導主事又は社会教育主事の職務
三 等 級	中学校、小学校又は幼稚園の講師、助教諭又は養護助教諭の職務

別表第三の六

研究職給料表等級別標準職務表

職務の等級	標 準 的 な 職 務
一 等 級	一 試験研究機関の長の職務 二 きわめて高度の知識経験に基づき広範囲にわたる研究の統括、調整等を行なう職務 三 きわめて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を独立して行なう研究員の職務
二 等 級	一 高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行なう職務 二 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行なう研究員の職務
三 等 級	一 相当高度の知識経験に基づき困難な研究の指導を行なう職務 二 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究員の概括的な指導の下に研究を行なう研究員の職務

別表第三の七

医療職給料表(一)等級別標準職務表

四等級	上級の研究員の指揮監督の下に困難な補助的研究を行なう研究員の職務
-----	----------------------------------

職務の等級	標準的な職務
-------	--------

一等級	一 病院の長又は病院の困難な業務を処理する副院長の職務 二 整肢学園の長の職務 三 規模の大きい保健所の長の職務
-----	--

二等級	一 病院の副院長若しくは病院の困難な業務を処理する院長、科長又は副院長の職務 二 整肢学園の困難な業務を処理する院長の職務 三 保健所の長又は保健所の困難な業務を処理する課長の職務
-----	--

三等級	一 病院の医長、科長又は副医長の職務 二 整肢学園の医長の職務 三 保健所の課長の職務
-----	---

別表第三の八

医療職給料表(二)等級別標準職務表

四等級	医師の職務
-----	-------

別表第三の九

医療職給料表(三)等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
-------	--------

一等級	一 病院の規模の大きい薬剤科の長の職務 二 保健所の課長の職務
-----	------------------------------------

二等級	一 病院の薬剤科の長の職務 二 保健所の係長の職務 三 困難な業務を行なう衛生技師又は薬剤師の職務
-----	---

三等級	一 衛生技師又は薬剤師の職務 二 困難な業務を行なう栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、理療師又は歯科衛生士の職務
-----	--

四等級	一 栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師又は理療士の職務 二 相当困難な業務を行なう歯科衛生士の職務
-----	--

五等級	歯科衛生士の職務
-----	----------

職務の等級	標準的な職務
-------	--------

一等級	一 病院又は整肢学園の総婦長又は婦長の職務 二 保健所の係長の職務
-----	--------------------------------------

二等級	一 困難な業務を処理する看護婦の職務 二 困難な業務を処理する保健婦又は助産婦の職務
-----	---

積善学園	(2) 児童と起居を共にしない部長、児童指導員及び 保母 (3) 保健婦 (4) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員	一
整肢学園	(1) 児童指導員、保母、診療放射線技師、診療エツクス線技師、理療師、理療士、総婦長、婦長、看護婦及び准看護婦 (2) (1)に掲げる職員以外の職員	二
保健所	結核菌その他の病原体を直接取り扱うこと又は結核患者に直接接することを常例とする係長、衛生技師、技師補、診療放射線技師及び診療エツクス線技師	二
病院	結核菌その他の病原体を直接取り扱うこと又は結核患者に直接接することを常例とする衛生技師、技師補、診療放射線技師及び診療エツクス線技師	二
衛生研究所	結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする科長、研究員、衛生技師及び技師補	二
鳥取盲学校 鳥取ろう学校 米子盲生学園 白兎学園 皆浜学園	(1) 校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寮母 (2) (1)に掲げる職員以外の職員	二 一

小学校 中学校	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に規定する特殊学級を担当し、特殊教育に直接従事することを本務とする教諭、助教諭及び講師	二
附則	この規則は、公布の日から施行する。 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 昭和四十五年四月一日 鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵	
鳥取県人事委員会規則第十六号	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。	
別表の知事の事務部局の木序の項中	企業診断室長 農業構造改善員 専門技術員室長 農業技術調整員 検査専門員	検査 企業診 団体検 農業技 専門技 農業構
専門員 断室長 査室長 術調整員 術員室長 造改善員	自治研修所 県税事務所	所 次所
に改め、同表の知事の事務部局の項中		

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の七を次のように改める。

第九条の七 削除

第九条の十第一項各号列記以外の部分中「定める車とする」を「掲げるとおりとする」に改め、同項に次の四号を加える。

八 最大積載量が十一トン以上の貨物自動車

九 散水車

十 ラインマーカー

十一 コンバイン

第九条の二十三の次に次の一条を加える。

(ダム建設業務従事職員の手当)

第九条の二十四 ダム建設業務従事職員の手当の支給については、第九条

の十六第二項の規定を準用する。この場合において「農業経営大学校実習指導業務従事職員」とあるのは「ダム建設業務従事職員」と読み替えるものとする。

第十条中「様式第三十一」を「様式第三十四」に改める。

様式第九中

1時間につき 220円

を

1時間につき 350円

に改める。

様式第十一中

1日につき 80円

1日につき 80円の $\frac{60}{100}$

を

1日につき 100円

1日につき 100円の $\frac{60}{100}$

に改める。

に改める。

様式第十六中

(月分) 精神衛生鑑定医等特殊勤務実績簿

を

(月分) 精神衛生業務従事職員特殊勤務実績簿

に、

計	条例第23条第2項	日	1日につき 130円	円
	規則第9条の7	日	1日につき 130円の $\frac{60}{100}$	円

を

計	条例第23条第2項	日	1日につき 130円	円
---	-----------	---	------------	---

四様式を加える。

様式第三十を削り、様式第三十一を様式第三十とし、同様式の次に次の

様式第十八中

条例第26条第2項	日	1日につき 80円	円
規則第9条の10第2項	日	1日につき80円の $\frac{60}{100}$	円

を

条例第26条第2項第1号	日	1日につき 130円	円
条例第26条第2項第2号	日	1日につき 80円	円
規則第9条の10第2項	日	1日につき130円の $\frac{60}{100}$	円
	日	1日につき 80円の $\frac{60}{100}$	円

に改める。

様式第31

(月分)					所属 箇所	職 名	氏 名
保健所及び衛生研究所受付業務従事職員特殊勤務実績簿							
日	曜	所属長印	直接監 督者印	従事した時間		従事者印	備 考
1				から	まで		
2							
30							
31							
計	条例第43条第2項		日	1日につき80円		支給額	円

様式第32

(月分)					所属 箇所	職 名	氏 名
し尿処理施設検査業務従事職員特殊勤務実績簿							
日	曜	所属長印	直接監 督者印	従事した時間		従事者印	備 考
1				から	まで		
2							
30							
31							
計	条例第44条第2項		日	1日につき80円		支給額	円

様式第33

(月分)				所属 箇所	職 名	氏 名
と殺解体作業従事職員特殊勤務実績簿						
日	曜	所属長印	直接監 督者印	従事した時間	従事者印	備 考
1				から まで		
2						
30						
31						
計	条例第45条第2項		日	1日につき80円	支給額	円

様式第34

(月分)				所属 箇所	職 名	氏 名
用地取得折衝業務従事職員特殊勤務実績簿						
日	曜	所属長印	直接監 督者印	従事した時間	従事者印	備 考
1				から まで		
2						
30						
31						
計	条例第46条第2項		日	1日につき80円	支給額	円

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

職務の等級の分類の基準に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十八号

職務の等級の分類の基準に関する規則を廃止する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十九号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「出産の日の翌日から六週間」の下に「（当該期間を経過した後さらに医師の証明等に基づき休養を要する職員については、当該期間に二週間をこえない範囲内で最少限度必要と認める期間を加えた期間）」を加え、同条第二十四号中「各三十分」を「各四十五分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第二十号

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中「出産の日の翌日から六週間」の下に「（当該期間を経過した後さらに医師の証明等に基づき休養を要する職員については、当該期間に二週間をこえない範囲内で最少限度必要と認める期間を加えた期間）」を加え、同条第二十六号中「各三十分」を「各四十五分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】